

別表1

	検査項目	飲料水共通		地下水等を水源に 用いている場合		判定基準
		6か月以内 ごとに1回	測定期間 中年1回 ※1	3年以内 ごとに1回	給水 開始前	
1	一般細菌	○			○	100cfu/ml 以下
2	大腸菌	○			○	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物				○	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物				○	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物				○	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	●			○	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物				○	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物				○	0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	○			○	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物				○	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物				○	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素			○	○	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン				○	0.05mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン			○	○	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン			○	○	0.01mg/L以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)				○	0.00005mg/L以下
21	ベンゼン			○	○	0.01mg/L以下
22	塩素酸		○		○	0.6mg/L以下
23	クロロ酢酸		○		○	0.02mg/L以下
24	クロロホルム		○		○	0.06mg/L以下
25	ジクロロ酢酸		○		○	0.03mg/L以下
26	ジブロモクロロメタン		○		○	0.1mg/L以下
27	臭素酸		○		○	0.01mg/L以下
28	総トリハロメタン(23、25、29及び30の 濃度の総和)		○		○	0.1mg/L以下
29	トリクロロ酢酸		○		○	0.03mg/L以下
30	ブロモジクロロメタン		○		○	0.03mg/L以下
31	ブロモホルム		○		○	0.09mg/L以下
32	ホルムアルデヒド		○		○	0.08mg/L以下
33	亜鉛及びその化合物	●			○	1.0mg/L以下
34	アルミニウム及びその化合物				○	0.2mg/L以下
35	鉄及びその化合物	●			○	0.3mg/L以下
36	銅及びその化合物	●			○	1.0mg/L以下
37	ナトリウム及びその化合物				○	200mg/L以下
38	マンガン及びその化合物				○	0.05mg/L以下
39	塩化物イオン	○			○	200mg/L以下
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○	300mg/L以下
41	蒸発残留物	●			○	500mg/L以下
42	陰イオン界面活性剤				○	0.2mg/L以下
43	ジェオスミン				○	0.00001mg/L以下
44	2-メチルイソボルネオール				○	0.00001mg/L以下
45	非イオン界面活性剤				○	0.02mg/L以下
46	フェノール類			○	○	0.005mg/L以下
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	3mg/L以下
48	pH値	○			○	5.8以上8.6以下
49	味	○			○	異常でないこと
50	臭気	○			○	異常でないこと
51	色度	○			○	5度以下
52	濁度	○			○	2度以下
	計	16	12	7	52	

※1 測定期間:6月1日～9月30日

※2 「●印」は、基準に適合していた場合、次回検査において省略可能な項目